

# 衛生業務

港に生息するねずみ族や蚊族が、感染症を蔓延させる危険性及び船舶を介して海外からねずみ族や蚊族が侵入していないかを調べるため、定期的に生息状況を調査し、捕獲したねずみ族や蚊族について検査を実施している。

また、外航船舶に対して、船舶の衛生状態が良好に保たれているかどうか検査を実施し、衛生管理（免除）証明書の発給を行っている。

## 1. 港湾衛生業務

### (1) ねずみ族の調査

ねずみは、ペストやラッサ熱、腎症候性出血熱やハンタウイルス肺症候群を媒介する衛生動物として知られている。そのため、これらの侵入・拡散防止対策を目的として政令区域に生息するねずみ族の分布状況を調査し、海外からねずみや寄生ノミが侵入していないか、また、ペスト菌抗体や腎症候性出血熱ウイルス等の抗体を持っていないか検査を行っている。

### (2) 蚊の調査

蚊が媒介する病気としてマラリア、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、黄熱、ウエストナイル熱などがある。

近年の国際交通の発達、地球温暖化に伴って蚊族および衛生害虫が海外から侵入し、定着する可能性が高くなっている。また沖縄県は日本で唯一、県全域が亜熱帯地域であることから、海外から侵入した場合の定着リスクが他の地域より高いため、航空機や船舶を介した蚊族の侵入および定着を防止する目的で政令区域内における蚊族の種類および生息分布について定期的に調査を行い、捕獲した蚊については病原体の検査を行っている。



炭酸ガスライトトラップ（成虫）



オビトラップ（幼虫）

## 2. 船舶の衛生検査

国際航行する船舶は、船舶衛生管理（免除）証明書の所持が必要とされている。この証明書を発給するため、検疫官が乗船し感染症を媒介する媒介動物の発生状況及び船舶内の衛生状態の確認を実施している。